令和９年４月実施分用

たばこ税の手持品課税申告の手引

■ この手引は、令和９年４月１日午前０時現在において、製造たばこを販売のため合計２万本以上所持する小売販売業者等に対して実施される国のたばこ税の手持品課税の申告・納税について小売販売業者等の皆様方に分かりやすくご案内するものです。

■ 国税庁ホームページには、Ｑ＆Ａ等各種情報を掲載していますので、ご覧ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/tabako_r09/index.htm

（注）令和10年・11年の４月に実施するたばこ税手持品課税の申告書様式や「たばこ税の手持品課税申告の手引」についても、国税庁ホームページに掲載していく予定です。

令和９年４月１日実施のたばこ税の手持品課税について

重要

申告書の提出期限 ： 令和９年４月30日（ 金 ）

◎申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署へ提出してください。

（注１）書面により提出する場合は、業務センター宛に郵送により提出してください。
https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm

（注２）申告手続は、税務署に赴くことなく、インターネットを利用して申告等を行うことができます。
具体的な操作手順は、e-Taxホームページをご覧ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm

申告書の送付先

イメージデータで送信可能な手続

たばこ税の納期限 ： 令和９年９月30日（ 木 ）

◎納付の手続は、金融機関や税務署の窓口に赴く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。

《目次》

Ⅰ　たばこ税手持品課税の概要……１頁
Ⅱ　所持数量・税額の計算……２頁
Ⅲ　設例による税額の計算及び申告書の記載例……４頁
Ⅳ　申告手続……12頁
Ⅴ　納付手続……15頁
Ⅵ　その他……19頁
◆ 小売販売業者の方の記帳
◆ コンビニエンスストア等のフランチャイズ･チェーン加盟店の誤りやすい事例
◆ 申告書提出前チェックシート
◆ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

国　税　庁

法人番号 7000012050002